資料１

排出状況の悪い家庭ごみ集積所の追跡調査の実施結果について

１．調査の概要

（１）平成 27 年度調査

平成 27 年度における「指定ごみ袋を使用せずに排出された燃やすごみ」に注意シールを貼付し取り残しを行った後の調査において、全集積所（約 2 万 2 千箇所）の約 2 割（約 5,100 箇所）で取り残しが確認され、うち約 1,800 箇所においては特に排出状況が悪く 5 袋以上の取り残しがあった。

その後、取り残しを継続し、特に排出状況の悪い約 1,800 箇所について追跡調査を実施したところ、うち約 800 箇所では明確な改善が見られなかった一方で、約 1,000 箇所では取り残しが 5 袋未満に減少しており、取り残しを行うことに一定の改善効果が認められた。

不適正排出状況調査の実施結果（平成 27 年度）　※前回審議会資料の内容を再掲

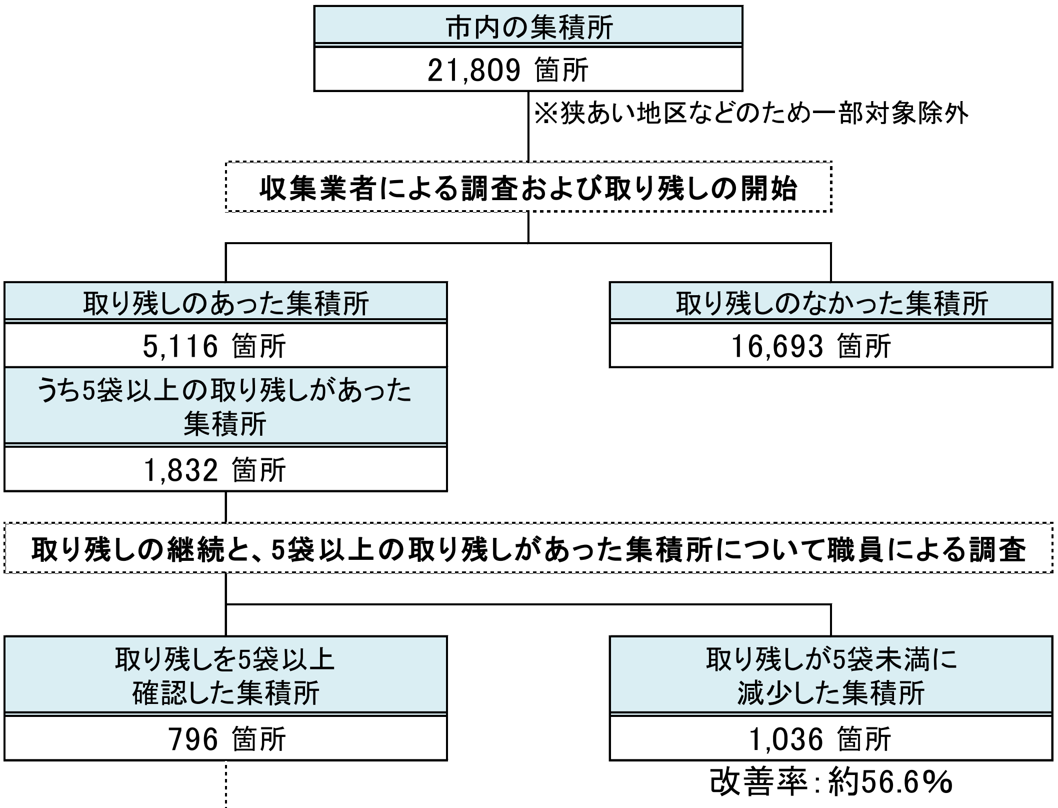

内訳

集合住宅専用	集合・戸建住宅共用	戸建住宅共用
72.5%	10.8%	16.7%

（２）平成 28 年度調査（平成 28 年 7～12 月実施）

平成 28 年度においても、取り残しを継続した上で、昨年度と同様の調査を実施した結果、特に排出状況が悪い 5 袋以上の取り残しがあった集積所が 804 箇所確認された。

また、これらの特に排出状況の悪い集積所について追加の現地調査等を行い、ごみ集積所を利用する世帯の住宅の形態や所有区分（分譲、賃貸）等の属性について確認を行った。

２. 特に排出状況の悪いごみ集積所の属性

5 袋以上の取り残しが確認された 804 箇所のごみ集積所のうち、約 8 割が集合住宅専用であり、残りの約 2 割が集合住宅と戸建住宅の共用又は戸建住宅の共用であった。

また、この集合住宅専用のごみ集積所の大半は賃貸住宅（アパート、マンション）で利用するものであり、その約３分の２は、いわゆるワンルーム形式の住宅であった。

特に排出状況の悪いごみ集積所の属性別内訳

取り残しを5袋以上確認した集積所
804 箇所

内訳

集合住宅専用	集合･戸建住宅共用	戸建住宅共用
637 箇所	66 箇所	101 箇所
79.2%	8.2%	12.6%

賃貸アパート	賃貸マンション	分譲マンション	寮
286 箇所	334 箇所	14 箇所	3 箇所
44.9%	52.4%	2.2%	0.5%

ワンルーム	ワンルーム以外	不明
411 箇所	218 箇所	8 箇所
64.5%	34.2%	1.3%

（参考）集合住宅が利用する集積所（集合･戸建住宅共用を含む）の設置場所

敷地内	路上
601 箇所	102 箇所
85.5%	14.5%

３．調査結果に基づく対策の方向性

不適正排出の多いごみ集積所については、利用する世帯の建物形態別の属性について一定の傾向が確認され、特に排出状況の悪いごみ集積所の改善に向けては、賃貸の集合住宅への対策が重要と考えられる。

一方で、戸建住宅や分譲の集合住宅が利用するごみ集積所においても不適正な排出が確認されており、ごみ集積所の設置場所（敷地内、路上）や地域特性（駅周辺、専用住宅の多い地区等）については様々であるため、ごみ集積所の特性やその集積所を利用する住民の特性に応じた対策を講じていく必要がある。

【参考】

集積所の属性

排出者の住宅区分			設置場所	飛散防止策
・集合住宅 ・戸建住宅 ・集合、戸建共用	**・賃貸** ・分譲	**・ワンルーム** ・ファミリータイプ	・敷地内 ・道路上	・建屋 ・ストッカー ・カゴ ・ネット

集積所の主な類型のイメージ写真

〇分譲の集合住宅の敷地内に設置されて比較的規模の大きい集積所

○賃貸の集合住宅の小規模な集積所（敷地内）

○賃貸の集合住宅の小規模な集積所（路上）

○敷地内に集積所がない集合住宅と戸建住宅の世帯が共同で利用する集積所

○戸建住宅の宅地開発によって共有敷地として設置・利用する集積所

○路上にて戸建住宅の世帯が共同で利用する集積所